平成２０年（フ）第７３号
群馬県沼田市薄根町4464番地
破産者　株式会社夢工房
1　決定年月日　平成22年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２２年（フ）第２１号
東京都日野市百草167番地の４
破産者　押尾　幸一
1　決定年月日　平成22年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１８５号
東京都渋谷区千駄ケ谷１丁目11番５号
破産者　株式会社ビルドウィン
1　決定年月日　平成22年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第３１２６号
横浜市旭区川井本町98番地の８
破産者　有限会社戸越建設
1　決定年月日　平成22年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２９４号
富山市北代481番地
破産者　有限会社ファースト工業
1　決定年月日　平成22年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第８４９号
岐阜市東鵜２丁目87番地　ブリランテヴィレッタⅡ―102号、開始決定時の住所岐阜市茜部菱野１丁目67番地３　ＦＥＩＮ河八３Ｄ号室
破産者　宮本　研二
1　決定年月日　平成22年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第７６号
岐阜県高山市匠ケ丘町１番地35
破産者　三洋物流株式会社
1　決定年月日　平成22年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２０年（フ）第６３３号
愛知県岡崎市欠町字下口31番地
破産者　株式会社フジヨシ
1　決定年月日　平成22年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第３８６号
京都市右京区梅ケ畑古田町１番地１
破産者　株式会社トラスト
1　決定年月日　平成22年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１７１号
徳島市佐古一番町13番２号
破産者　有限会社新谷電気商会
1　決定年月日　平成22年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１６１号
香川県丸亀市本町132番地
破産者　株式会社マツダ
1　決定年月日　平成22年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２１年（フ）第１５４号
福岡県田川郡川崎町大字川崎360番地の１
破産者　有限会社吉行商会
1　決定年月日　平成22年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所田川支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第４１４号
群馬県前橋市茂木町270番地23
破産者　松村　純一
1　決定年月日　平成22年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第１４８４号
さいたま市中央区下落合５丁目19―19　アーバン与野502号、破産手続開始決定時の住所埼玉県久喜市南栗橋11―17―26
破産者　飯島　英雄
1　決定年月日　平成22年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第６４号
さいたま市大宮区寿能町２丁目140番地１　寿能団地７―314
破産者　小森真一郎
1　決定年月日　平成22年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１５号
静岡県静岡市清水区草薙杉道３丁目７番３号、旧住所静岡県静岡市清水区草薙一里山23番11号
破産者　望月　節子
1　決定年月日　平成22年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第３５５号
佐賀県伊万里市二里町八谷搦1077番地
破産者　井﨑　敏弘
1　決定年月日　平成22年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第２５７号
佐賀県西松浦郡有田町泉山１丁目15番１号
破産者　前田　圭三
1　決定年月日　平成22年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成１８年（フ）第１０６号
秋田県能代市松美町19番17号
破産者　加賀　睦子
1　決定年月日　平成22年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成１９年（フ）第３３号
秋田県山本郡八峰町峰浜目名潟字蝦夷倉19番地14
破産者　櫻田登代子
1　決定年月日　平成22年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２１年（フ）第４３１号
埼玉県川越市今成１丁目５番地４、前住所山形市吉原２丁目18番38号　プチメゾン202号
破産者　ｍａｃｈｕ　ｐｉｃｃｈｕこと　目黒　千登勢
1　決定年月日　平成22年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部